令和７年度　第１回鶴岡市総合教育会議　次第

日時：令和８年１月２９日（木）
15 時 00 分～16 時 30 分（予定）
場所：鶴岡市役所 本所３階 市議会委員会室

１　開　会

２　挨　拶

・市　長
・教育長

３　協　議

（１）鶴岡市における不登校の状況と対策について

（２）藤島地域義務教育学校整備基本構想（案）について

（３）その他

４　閉　会

不登校の状況について

○不登校児童生徒数の推移について

定義：「病気や経済的理由を除き、心理的・情緒的・身体的・社会的要因によって登校できない、または登校したくてもできない状態で年間30日以上欠席した児童生徒」

	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
人数（人）	30	98	38	119	51	140	75	166	91	170

不登校児童生徒の出現率（%）

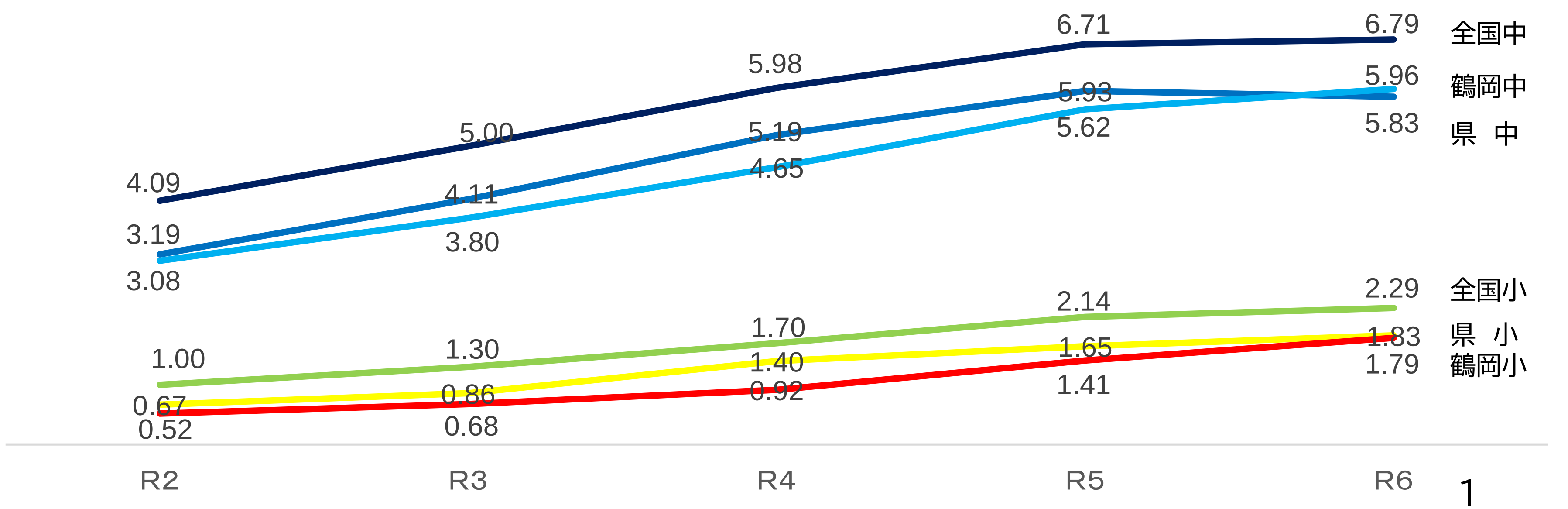

不登校の状況について

R8.1.29 総合教育会議【学校教育課】

○不登校児童生徒の欠席日数（R６）

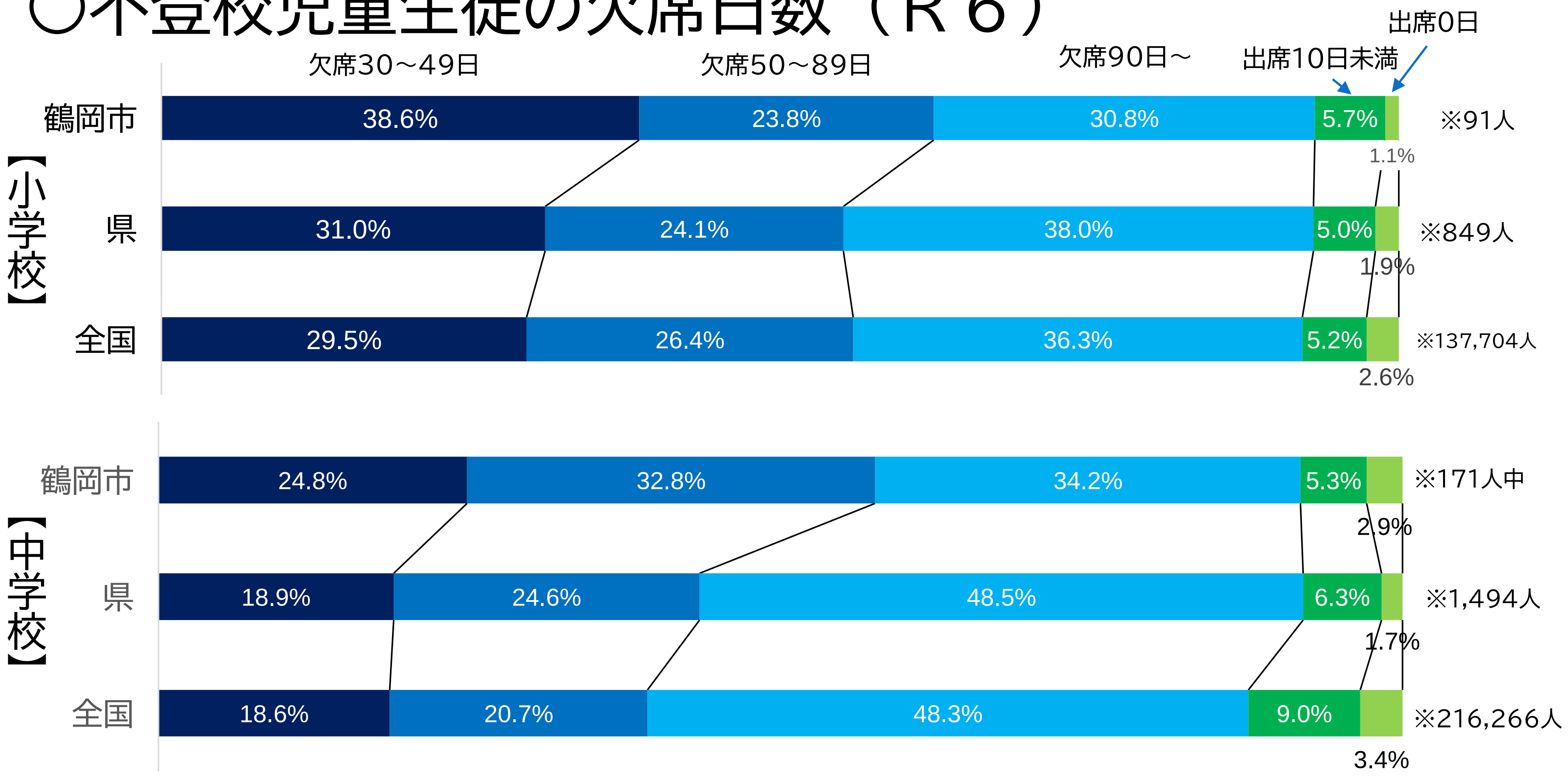

※:R6実数

９０日以上欠席児童の割合　…　小・中ともに令和５年度より減少

☆ 実人数としても減少

学校と児童生徒とのコミュニケーション、家庭との連携の充実
校内教育支援センターや別室等の多様な学びの場での支援の効果か？

不登校の状況について　把握した事実

R8.1.29 総合教育会議【学校教育課】

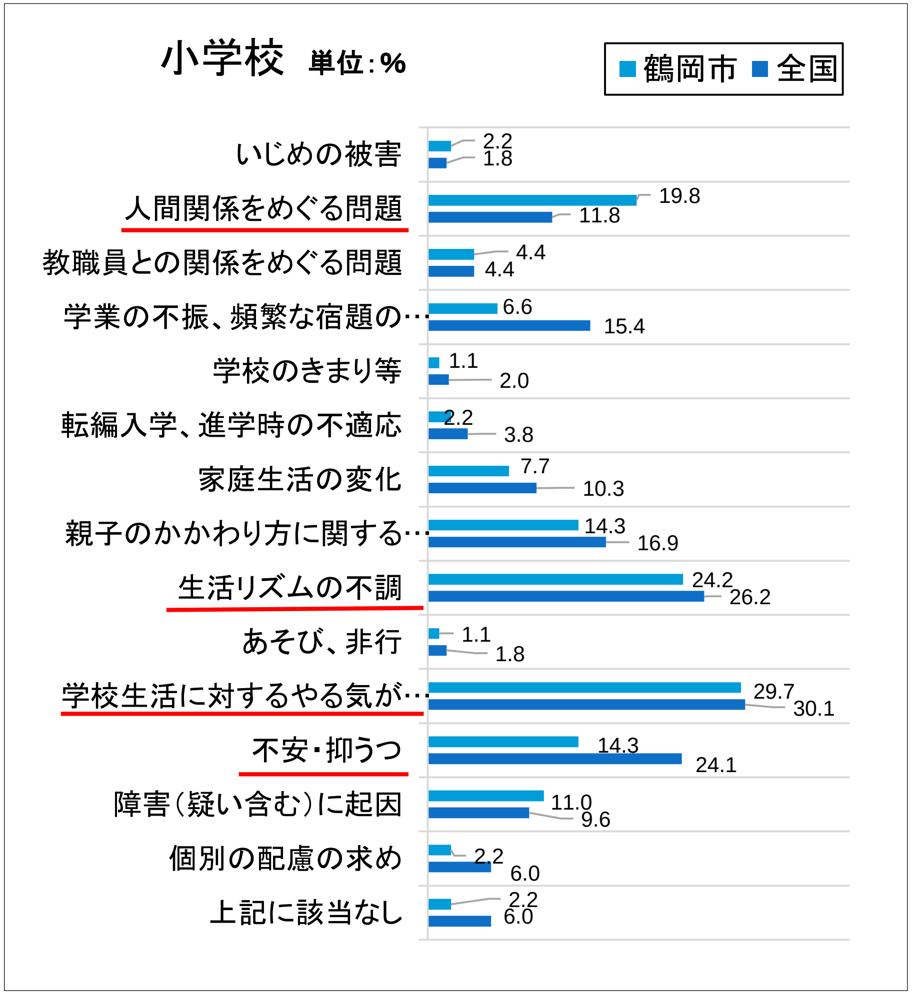

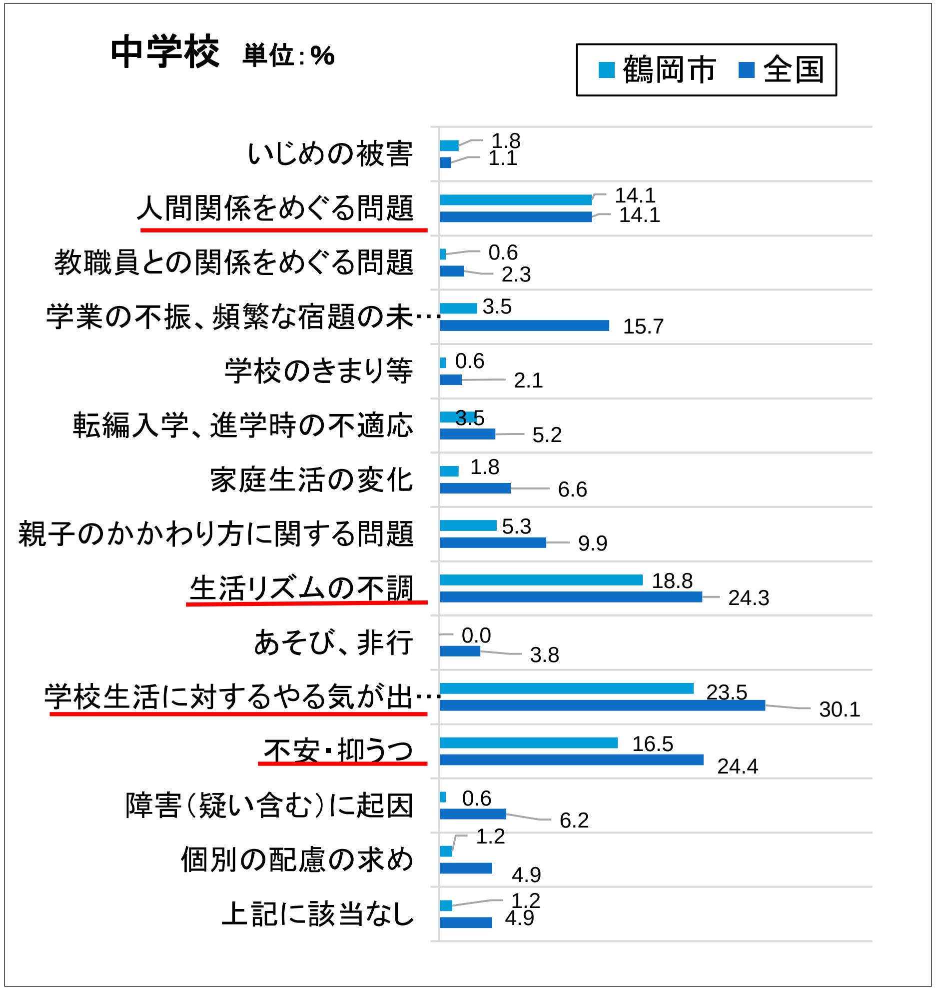

○「学校生活にやる気が出ない」「生活リズムの不調」「人間関係をめぐる問題」「不安・抑うつ」の割合が比較的高い。

○「学習への困難さ」という視点でのアセスメントが必要。

※中学校　…　多様な視点から生徒の状態をつかむ必要がある。

不登校の状況について　専門的な相談・指導を受けた割合

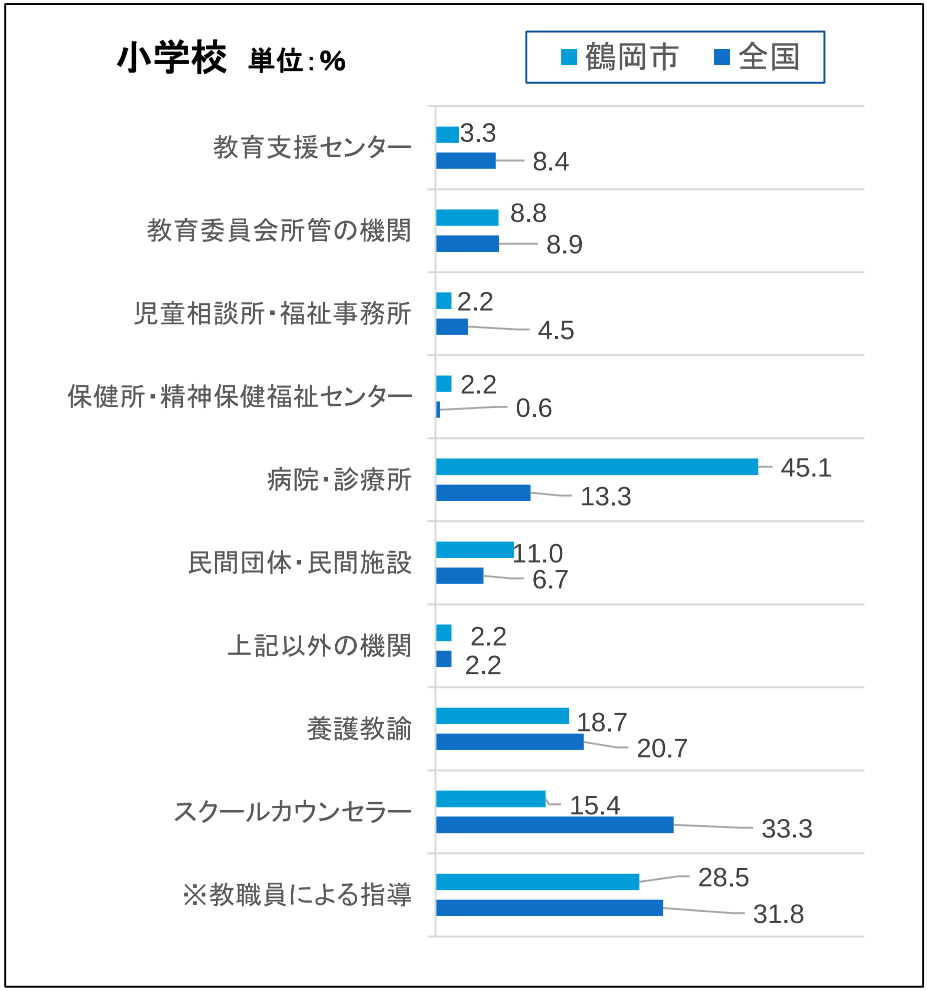

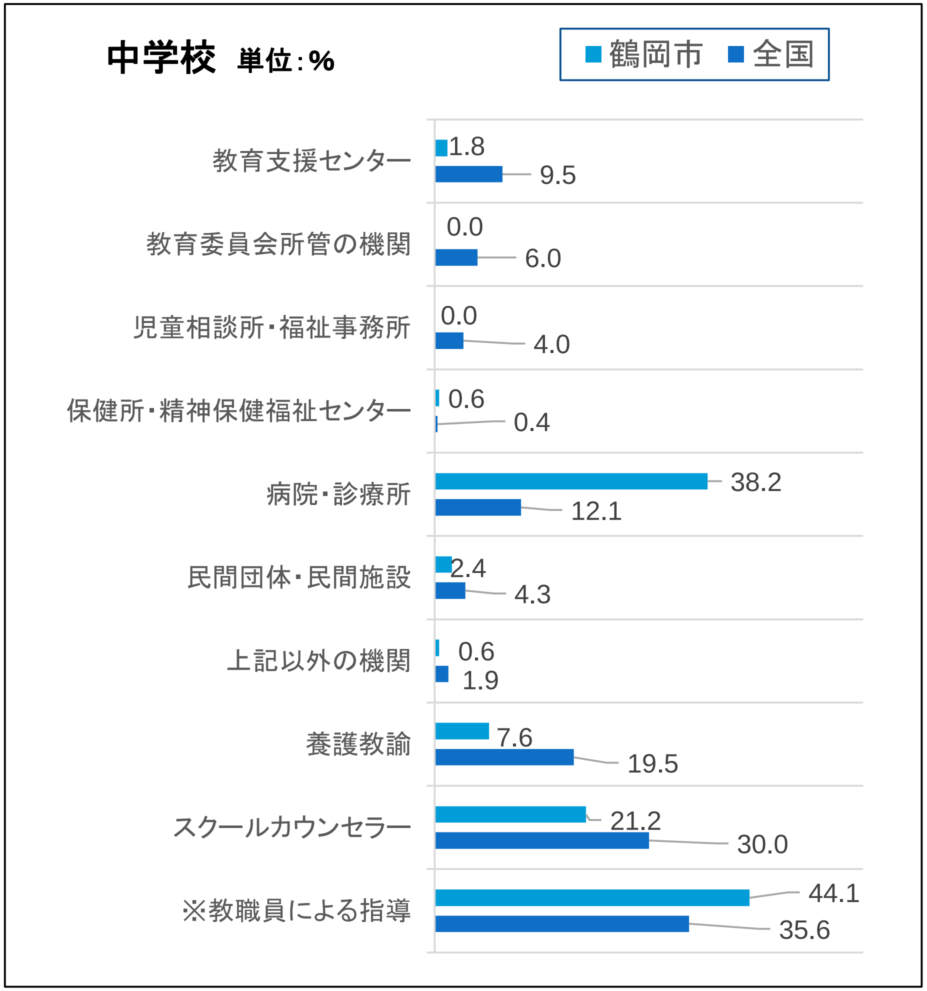

○学校外の機関との連携している児童生徒の割合　…　全国平均より高い
○「病院・診療所」との連携率の高さ　⇒　特別支援教育充実の取り組み
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教委と病院との連携　　　　の成果
○教育支援センターとの連携率の低さ　⇒　教育支援センターとの連携推進
○民間団体・施設（フリースクール等）連携　⇒　施設について周知する取り組み

本市の不登校対策の目標

一人ひとりの児童生徒の社会的自立を目指す

◇児童生徒が自らの進路を捉えられるようにする

◇「学校に登校する」という結果のみを求めない

【目指す姿】
①児童生徒が学校（校内教育支援センター）、教育支援センター、フリースクール等、社会とのつながりを持てるようにする
②中学校卒業時点で進路が定まっているようにする

【不登校対策の基本方針】

①不登校が生まれにくい学校づくり・学級づくりの推進

□「楽しい！分かった！できた！」と実感できる授業づくりの推進
□「居場所づくり」「絆づくり」を大切にした「魅力ある学校づくり」の推進
□困ったことがあったときに安心して相談できる教育相談の充実

②多様な居場所や学びの場の充実

□学校の授業を家庭でも受けられるオンライン授業の実施
□学び直しや自分のペースで学習ができる環境整備
□校内教育支援センターの拡充
□教育支援センター「おあしす」での支援の充実
□フリースクールや親の会等との連携
□学びの多様化学校についての調査・研究

③保護者等からの情報提供・相談の充実

□相談先や居場所・学びの場等について教育委員会ホームページの整理
□不登校相談の充実（学校、教育相談センター）

④不登校についての教員研修の充実

□不登校について理解を深める教員研修会の実施
□魅力ある学校づくり、発達支持的生徒指導、授業の中での生徒指導に関する教員研修の充実

不登校対策の充実に向けた取組

R8.1.29 総合教育会議【学校教育課】

(1)教育委員会事務局体制の強化

◇不登校対策の充実に向けて、担当指導主事を増員配置

(2)市教育相談センターの支援機能の強化

◇専任の教育相談員の配置
◇教育支援センター「おあしす」における体験活動等も取り入れた支援の充実
◇児童生徒や保護者からの相談への対応の充実

(3)校内教育支援センター／別室支援の拡充

◇県費の「学習指導員」(小4校)、「別室学習指導教員」(中2校)の配置
※県費担当職員が配置されない学校では、学級外の教員や市学校教育支援員が支援

(4)学校への指導助言の充実

◇不登校児童生徒の状況の報告(学校⇒市教委)
◇市教委招集校長会議等で支援等に関する確認・指導
◇担当指導主事とSSWが参加するケース会議や保護者との面談実施

(5)情報発信の充実

◇市HPに不登校支援に関する相談先や居場所・学びの場等の情報を掲載
◇学校の教職員が相談で活用できる資料の作成

(6)不登校に関する相談の充実

◇市教育相談センターやSC、SSWとの相談を積極的にすすめる

(7)フリースクール等との連携の充実

◇市内にあるフリースクールでの支援状況等を把握し、学校と共有するとともに官民連携しての取組に関する検討
◇不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に 係るガイドラインの改訂と周知
◇県教委事業の「オンラインの居場所(メタバース)」の活用

(8)研修会の実施

◇不登校対策の充実に向けた研修会(7月)
「これからの学校に求められる登校支援の在り方
～学びの多様化学校運営で得られたFKS～」
文部科学省 初等中等教育局 学びの多様化学校マイスター 黒沢 正明 氏
◇「学びの多様化カンファレンス2025 in 山形・庄内」(12月)

(9)不登校対策、多様な学びの場に関する調査・研究

◇不登校対策全般に関する調査・研究
・埼玉県戸田市教育委員会…教育支援センター、校内教育支援センター
・長野市教育委員会　…教育支援センター「SaSaLAND」
◇学びの多様化学校に関する調査・研究
・白石きぼう学園、高尾山学園、上山きらり学園の視察
◇多様な居場所・学びの場との連携に関する調査・研究
・長野県 「信州型フリースクール等認証制度」
「フリースクール等情報ポータルサイト」

今後取り組んでいくべきこと

０．不登校が生まれにくい学校づくり・学級づくりの推進

１．教育支援センター「おあしす」の環境整備と支援の更なる充実

・より安心して生活・活動できる環境整備
・体験学習の充実
・児童生徒の状態に合わせた個別最適な学びのための教材の充実

２．校内教育支援センターの拡充

・県に対し、校内教育支援センター対応職員の拡充要望（継続）
・市費による学校教育支援員の増員

３．保護者に対する支援の一層の充実

・学校、教育支援センター「おあしす」での相談の一層の充実
・保護者同士の悩みを共有したり、進路等の説明を聞くことができたりする場の設定
・経済困窮世帯でフリースクール等を利用している家庭に対する経済支援

４．児童生徒の支援にかかわる関係機関との連携の推進

・市関係部局やフリースクール、親の会等との情報交換の場の設定

1．教育支援センター「おあしす」について

2．校内教育支援センター／別室について

教育支援センター「おあしす」の概要

教育支援センター「おあしす」

所在地　：　鶴岡市教育相談センター（マリカ東館２階）内
開設日　：　月～金曜日　※小中学校の長期休業期間は休み
時　間　：　９：３０～１２：００（月）
　　　　　　９：３０～１４：３０（火～木）

「おあしす」での支援で大切にしていること

◇安全・安心な生活を送ることを大切にし、こころやからだのエネルギーアップを図る
◇児童生徒の状態に合わせた自己決定を大切にした支援につとめる
◇児童生徒同士、支援者とのコミュニケーションを大切にした支援につとめる
◇特別支援教育の視点も生かしながら、学習支援を進めていく

教育支援センター「おあしす」の概要

おあしすの１日

◎１日の日程や活動内容は、下の表の内容を基本に、本人の状態や利用予定に合わせて、教育相談員（スタッフ）と相談しながら決めていきます。

時　間	内　容
９：３０	**チェックイン** 教育相談員（スタッフ）と１日の活動内容について相談して決めます
９：４０	**スタディ・タイム①** 自分が学習したいものを自宅から持ってきて取り組みます 学校から配布されているGIGA端末を持ってきて学習することもできます 教育相談員と相談しながら一緒に学習します
１０：３５	**スタディ・タイム②**
１１：３０	**フレンドリー・タイム** カードゲームやパズル、軽スポーツや散歩など、自分たちで決めて、仲間とコミュニケーションをとりながら活動します
１２：００	**昼　食　・　休　憩** 昼食は各自で持参します
１３：００	**ゆったり・タイム（自主活動）** 自分で決めたことに取り組みます ・学習にとりくむ　・読書をする　・カードゲームやパズルをする ・軽スポーツをする　・絵を書く　・音楽をする　・書道をする ・折り紙をする　など
１４：２０	**チェックアウト** 教育相談員と１日のふりかえりをします

〇その他の活動として、次のような活動も行っています
・ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）　・使用している場所の清掃
・ステップタイム：生活のふりかえりと見通しを持つ時間

体験活動
教育支援センターの外での活動も行うことがあります
例）加茂水族館見学、ほとりあの見学、バスや電車に乗っての活動　等
※参加については、本人と保護者と相談して決めます
※参加に係る費用について、各家庭の負担をお願いすることがあります

◇左の内容を基本としているが、本人の状態や利用状況にあわせて自己決定しながら活動している

・通所する時間や帰宅する時間もその日の調子に合わせて自己決定している

・現状では午前中のみの利用の児童生徒が多い

（１）多様なスタイルで学習や活動ができる環境づくり

◇使用する部屋、使用する場所等を自己選択して学習・活動する

◇他の通所児童生徒の目が気になる場合は個室（相談室）を使用している

（２）センター外での体験学習の実施

キッズドームSORAIでの活動、木村屋ファクトリーの見学の実施

（３）キャリア教育講座の実施

学校教育課で実施しているキャリア教育出前授業の「自己理解」の講座の実施

・自分の「気持ち」と「願い」を理解する

・自分の「好き」と「得意」を理解する

・自分の「才能」を理解する

（４）学期末のレクリエーション・茶話会の実施

ずっと個室で一人で生活していた生徒が茶話会に参加

教育支援センター「おあしす」成果（○）と課題（●）

○通所児童生徒の増加している

・R6：６名　⇒　R７：２０名　※１２月末時点

・学校復帰のみを求めない姿勢　　・自己決定を大切にした支援

○安心して通所できる居場所・学びの場になっている

・「今日は調子が悪かったけど、とりあえず来てみて、先生に話をすればいいと思ったから通所してみた」

・「体験学習に行ったことが一番楽しかった」

・他とのかかわりがなかった生徒が茶話会に参加できた

●環境面の充実

・パーテーション等の備品の整備　　・教材の充実

●体験活動の充実

・児童生徒の移動手段に係る費用　　・講師謝金の費用

校内教育支援センター／別室の状況

教育教育支援センター／別室の設置状況　※Ｒ７

小学校　：　１２校／２６校
　　　　　　※不登校児童がいない学校が６校ある
中学校　：　１０校／１１校
　　　　　　※設置していない１校は不登校生徒がいない

教育支援センター／別室に配置されている県費負担の教職員

小学校（学習指導員）　　　⇒　４校に１名ずつ配置
中学校（別室学習指導教員）⇒　２校に１名ずつ配置

※他の学校は、市学校教育支援員や教職員が交代で支援している

校内教育支援センター／別室を利用している児童生徒

○学校内の別室等で支援を受けている児童生徒（Ｒ６）

単位：人

	小学校	中学校
不登校児童生徒数	９１	１７０
県費の職員が配置されている学校（小：２、中：３）	２２	９０
県費の職員が配置されていない学校（小：24、中：８）	６９	８０
別室等での支援を受けている児童生徒数	３８	８０
（うち、不登校の児童生徒）	（１２）	（２６）
県費の職員が配置されている学校の児童生徒	１５	３６
県費の職員が配置されていない学校の児童生徒	２３	４４

別室等を利用している児童生徒 …不登校（欠席30日以上）ではない児童生徒が多い
⇒　不登校の未然防止、欠席日数の抑制に効果がある

別室等での支援を受けている児童生徒数
県費の職員がいる学校の利用が多い ⇒ 同じ職員のいる安心感　利用を勧めやすい
県費の職員がいない学校 ⇒ 市学校教育支援員、教員が交代で対応
教職員の負担が大きくなっている
利用を勧めづらい

県費の教職員が配置されている学校の状況

○県費の校内教育支援センター・別室に教職員が配置されている学校の状況

単位：人

		不登校 児童生徒数	欠席 ５０日以上	欠席 ９０日以上
小学校 （２校）	令和５年度	２３	１９	１３
	令和６年度	２２	１５	１１
	増減	－１	－４	－２
中学校 （３校）	令和５年度	８１	６８	４８
	令和６年度	９０	６５	３７
	増減	＋９	－３	－１１

※小学校はＲ６より配置、中学校は２校でＲ５より１校でＲ６より配置

小中ともに欠席日数の多い不登校児童生徒数が減少している

中学校は、不登校生徒数は増加しているが、５０日以上、９０日以上の不登校生徒が減少している

成果（○）と課題（●）

○校内教育支援センターや別室があることで、学校にほとんど通えなかった児童生徒が、学校に通えるようになった

○校内教育支援センターや別室での生活から、再び教室で学習できるようになっている児童生徒がいる

○県費の教職員が配置されている学校では、いつも支援してくれる教職員がいることで、より安心して生活することができている

●パーテーション等の環境整備にかかわる備品、教材の充実を図る必要がある

●利用している児童生徒の特性が多様であり、一人ひとりに合わせた支援が難しい

●県費の教職員が配置されていない学校では、交代で対応している場合が多く、児童生徒や保護者に利用を勧めにくい
また、教職員の業務負担が大きくなっている

藤島地域義務教育学校 基本構想の位置づけと事業スケジュール

鶴岡市教育委員会

◎ 基本構想の位置づけ

- 義務教育学校設立・建設に向けた構想として策定
- 今後の基本計画（施設整備計画等）・基本設計の指針
- 教育内容・施設整備の基本的な考え方を整理し、地域の教育の方向性を具体化するもの

設立準備委員会での説明状況

R7.7.18 第1回会議：現状と課題、義務教育学校概要を説明

R7.11.20 第2回会議：施設整備の項目について頭出し

R8.1.22 第3回会議：施設整備計画の詳細について説明

事業スケジュール（概要）

<table>
<tr><th></th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th><th>R10年度</th><th>R11年度</th><th>R12年度</th><th>R13年度</th><th>R14年度</th><th>R15年度</th><th>R16年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事</td><td rowspan="2">基本構想</td><td rowspan="2">基本計画
基本設計</td><td colspan="5">実施設計・建設工事（校舎竣工R13年度）</td><td colspan="3">校舎供用開始（R14年度）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">外構・グラウンド工事、プール改修、
旧校舎解体工事</td></tr>
<tr><td rowspan="4">学校</td><td colspan="4">藤島小</td><td rowspan="4" colspan="3">義務教育学校開校
・現藤島小中校舎を使用
・9年間の教育課程スタート</td><td rowspan="4" colspan="3">新校舎へ引越し
・施設一体型での教育</td></tr>
<tr><td colspan="4">東栄小</td></tr>
<tr><td colspan="4">渡前小</td></tr>
<tr><td colspan="4">藤島中</td></tr>
</table>

藤島地域の小中学校の現状と義務教育学校の概要

地域の現状・課題

児童生徒数の減少

少子化の進行により、児童生徒数が年々減少傾向

- 少人数・複式学級の発生による教育環境への影響
- 集団活動や部活動の規模縮小

校舎の老朽化

既存校舎は建設から長期間が経過し、老朽化が進行

藤島中 築57年（S43）	藤島小 築49年（S51）
東栄小 築41年（S59）	渡前小 築37年（S63）

統合対象校

以下の4校を統合し、新たな学校を設置

藤島小　東栄小　渡前小　藤島中

義務教育学校の概要

施設一体型義務教育学校

9年間を見通した系統的な教育課程で、「4-3-2」のブロック制の導入を検討

前期（1-4年）	中期（5-7年）	後期（8-9年）
学級担任制	一部教科担任制	教科担任制

開校時の規模見込み（R11年度）

487名	17学級	約39名
全校児童生徒数	通常学級数	教職員数

※特別支援学級も設置予定

期待される教育効果

- 小中ギャップの軽減
  ：段差の滑らかな接続
- 確かな学力・豊かな心の育成
  ：異学年交流や教科担任制の早期導入
- 地域連携・幼保小連携
  ：伝統・農業体験、幼児との交流促進

義務教育学校における施設整備の基本的な考え方

1. 9年一貫の学びを支える学習環境
- 発達段階に応じ、個別最適な学びと協働的な学びを柔軟に組み合わせられる構成
- 図書・ラーニングコモンズ※1を学びの中心に配置

2. 異学年交流と多様な連携を促す空間構成
- 異学年が自然に交わる動線と交流空間を配置
- 教職員間の連携と情報共有が進む配置

3. 安全・安心で快適な学校づくり
- 耐震性能確保と多雪への配慮、バリアフリー・UD※2の徹底
- 防犯に配慮するとともに、適切な空調・換気環境を確保

4. 地域とともにある学校(開放とセキュリティの両立)
- 地域住民との交流スペースの整備
- 地域の防災拠点としての避難所機能を確保

5. ICTと多様な学びに対応する学習基盤
- 校内ネットワーク、無線LAN、電源・提示環境※3の整備
- 図書資料とICT機器を組み合わせて活用できる環境づくり

6. 環境に配慮した持続可能な施設整備
- 省エネルギー化とZEB※4(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の視点
- 断熱・自然採光・高効率設備等で環境負荷と運用コストを抑制

7. 将来変化への対応
- 将来の児童生徒数の増減や教育活動の変化に対応できるよう、教室や共用スペースを用途に応じて柔軟に使い分けられる施設計画
- 日常の授業から特別活動、地域利用まで幅広く活用できる環境の整備

8. 学童機能の一体整備
- 放課後児童クラブ(学童)を校舎と一体的に計画し、子育て支援を強化

校舎建設予定地　鶴岡市立藤島中学校グラウンド

※屋外プールは現行の施設を活用　※周辺諸施設との一体的な検討

※1 ラーニングコモンズ:図書やICT機器を活用し、調べ学習や話し合い、発表などを行うことができる、多様な学びに対応した学習スペース。
※2 UD(ユニバーサルデザイン):年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全で快適に利用できるよう配慮した設計の考え方。
※3 提示環境:電子黒板や大型モニター、プロジェクター等により、教材や資料、児童生徒の成果物などを分かりやすく共有・提示できる環境。
※4 ZEB:建物で使用する年間の一次エネルギー消費量を、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用により、実質的にゼロにすることを目指した建物の考え方。

Ver23
R8.1.29 総合教育会議

藤島地域義務教育学校　整備基本構想（案）

令和８年　月

鶴岡市教育委員会

目　次

Ⅰ　はじめに

1　基本構想策定の目的と経緯……………………………………………………1
2　基本構想の位置づけ……………………………………………………………3

Ⅱ　藤島地域の小中学校の現状

1　小中学校の現状…………………………………………………………………4

Ⅲ　藤島地域義務教育学校の概要

1　形態………………………………………………………………………………5
2　開校予定時の児童生徒数・教員数の見込み…………………………………5
3　本市の教育目標と学校教育の基本方針………………………………………6
4　鶴岡型小中一貫教育について…………………………………………………7
5　藤島地域義務教育学校の目標ならびにめざす子ども像（案）………………7
6　教育課程編成の基本的な考え方（案）…………………………………………8
7　義務教育学校設置により実現を目指すこと……………………………………8

Ⅳ　施設整備について

1　整備基本方針……………………………………………………………………10
2　校舎建設予定地…………………………………………………………………12
3　配置計画…………………………………………………………………………13
4　事業費……………………………………………………………………………14
5　事業スケジュール………………………………………………………………14

Ⅰ　はじめに

1　基本構想策定の目的と経緯

（１）基本構想策定の目的

藤島地域においては、藤島中学校をはじめとする学校施設の老朽化が進んでおり、児童生徒の安全性の確保と、より良い教育環境の整備が急務となっています。

義務教育学校の設置により、施設の統合と再編を図り、安全・安心で快適な学びの場を提供することを目的としています。

この基本構想は、藤島地域の子どもたちが安心して学び、成長できる学校環境の実現を目指すとともに、地域の未来を見据えた教育の指針として策定するものです。

（２）これまでの経緯

藤島地域では、令和 3 年度に開催された藤島地域振興懇談会において、老朽化している藤島中学校の改築が話題となり、同校改築に伴う今後の藤島地域の教育環境のあり方と周辺諸施設の整備について早期の検討が求められました。このことを専門的に協議するため、令和 4 年 9 月 28 日に教育委員会が「藤島地域教育振興会議」を設置しました。

藤島地域教育振興会議では、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて慎重な協議を重ね、教育委員会に対する次の四つの提言がなされました。

①藤島中学校改築に早期に取り組むこと

②藤島中学校改築にあたり、小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備を基本とし、この対象となる各学校区の検討を加速すること

③提言②のための各学校区の検討組織を設置し、整備スケジュールに応じた地域合意を得ること

④小中一貫教育及び小中一貫校の推進にあたり、藤島地域教育振興会議の各会議、地区説明会、保護者説明会・アンケートで挙げられた課題、要望、不安等については、今後しかるべき組織での協議・検討を加え、適切に対処すること

藤島地域教育振興会議による四つの提言を受け、提言②にある「小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）整備」について地域の議論を推進し、藤島地域住民の意向を把握するため、令和 6 年 6 月 19 日に教育委員会が「藤島地域小中学校整備検討委員会」を設置し、検討が行われました。

藤島地域小中学校整備検討委員会では、施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備に賛成であるというとりまとめ結果が示されるとともに、次の６つの附帯意見が示されました。

①教育課程の編成について

教育課程の編成にあたっては、小学校卒業に代わる節目の行事を行うなど児童・生徒の成長の機会確保に努めるとともに、地域の伝統行事の継承が図られるよう配慮し、地域の魅力が失われないよう、地域活性化に繋がる魅力ある学校づくりに取り組まれたい

②教育環境の整備について

児童・生徒、教員にとってより良い教育環境となるよう、幼保小の円滑な接続に向けて丁寧な連携を図るとともに、適切な教員体制整備と教員のレベルアップに取り組み、環境変化に適切に対応できるサポート体制を整えられたい

③通学支援対策について

スクールバス運行等の通学対策の検討にあたっては、遠距離通学の児童・生徒とその保護者の負担軽減のため、乗車時間については概ね 30 分以内を目途にし、乗車場所の位置にも配慮されたい

④安心感の醸成について

年齢の離れた児童・生徒間の安全面や、いじめ発生時の長期化、教員の負担増等に対する不安の声があることを認識し、児童・生徒、保護者、教員等関係者の意見を聞き、不安の解消、課題の解決に努められたい

⑤周辺諸施設整備との一体的な検討について

学校施設及び藤島文厚エリア諸施設の整備について、複合化、動線の確保、地域住民と交流を図れる施設のあり方等の観点から、関係部局とともに一体的に検討し、施設の将来像を示されたい

⑥学校施設整備等について

新しい学校施設の建築について可能な限り早期の竣工を目指すとともに、閉校後の旧校舎等の利活用について、地域住民とともに検討されたい

渡前小学校区懇談会からの要望として、新校舎竣工前の小学校統合について子育て世代の保護者をはじめ地域の意見を聞き、三つの小学校が同じスタートラインとなる新設統合を前提として検討されたい

以上の検討結果を踏まえ、令和 6 年 12 月 18 日に開催された定例教育委員会で「藤島地域における義務教育学校の設置に関する方針」が原案どおり可決されました。

方針では、「鶴岡市立藤島小学校、鶴岡市立東栄小学校、鶴岡市立渡前小学校及び鶴岡市立藤島中学校を統合し、新たに設置する学校の形態は施設一体型義務教育学校とする」ことが示されました。

また、令和７年に開催した藤島地域義務教育学校設立準備委員会での協議や保護者や児童を対象にしたアンケート調査の結果、保護者説明会及び地域説明会での意見を踏まえ、令和７年12月17日に開催された定例教育委員会で「藤島地域における義務教育学校の開校時期は令和11年4月1日とする」ことが決定されました。令和 11 年度からは既存の藤島小学校と藤島中学校の校舎を使用し、令和14年度から新校舎を供用する予定になります。

2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、藤島地域における義務教育学校の設置・整備に向けた基本的な方針や方向性を明確にするための指針として位置づけるものです。

また、本構想は、基本計画（具体的な施設整備計画など）や、基本設計（工事スケジュールなど）などを策定する際の基本となるものであり、地域の教育の方向性を示すものです。

Ⅱ　藤島地域の小中学校の現状

１ 小中学校の現状

（１）藤島小学校

・所在地　　　：鶴岡市藤の花２丁目１番地１
・建設年度　：１９７６年度（昭和５１年度）
・経過年数　：４９年
・構造　　　　：鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
・階数　　　　：地上３階建て
・延床面積　：校舎 4,119 ㎡、屋体 995 ㎡
・在籍児童数：246 人(R7.5)

（２）東栄小学校

・所在地　　　：鶴岡市川尻字町上 14 番地
・建設年度　：１９８４年度（昭和５９年度）
・経過年数　：４１年
・構造　　　　：鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
・階数　　　　：地上２階建て
・延床面積　：校舎 2,072 ㎡、屋体 718 ㎡
・在籍児童数：62 人(R7.5)

（３）渡前小学校

・所在地　　　：鶴岡市渡前字中屋敷１番地
・建設年度　：１９８８年度（昭和６３年度）
・経過年数　：３７年
・構造　　　　：鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
・階数　　　　：地上３階建て
・延床面積　：校舎 2,284 ㎡、屋体 719 ㎡
・在籍児童数：45 人(R7.5)

（４）藤島中学校

・所在地　　　：鶴岡市藤島字笹花 86 番地１
・建設年度　：１９６８年度（昭和４３年度）
・経過年数　：５７年
・構造　　　　：鉄筋コンクリート造
・延床面積　：校舎 5,101 ㎡、屋体 1,356 ㎡
・階数　　　　：地上３階建て
・在籍生徒数：212 人(R7.5)

Ⅲ　藤島地域義務教育学校の概要

１ 形態

藤島小学校、東栄小学校、渡前小学校と藤島中学校を統合した９年制の義務教育学校

２ 開校予定時の児童生徒数・教員数の見込み（令和７年時点）

（１）令和１１年度（既存の藤島小学校・藤島中学校の校舎を使用）

□児童生徒数　　児童 301 名　　生徒数 186 名　　合計 487 名

□学年構成

学年	前期課程						後期課程			合計
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年	
児童生徒数	48	58	34	54	52	56	58	66	64	487 名
通常学級数	2	2	1	2	2	2	2	2	2	17 学級

※　このほかに、児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置

□職員数

	前期課程	後期課程	計
校長	1		1
教頭	2	1	3
教諭	14	16	30
養護教諭	1	1	2
栄養教諭	1	0	1
事務職員	1	1	2
計			39

※前期課程通常１１クラス、
　後期課程６クラス
　特別支援学級
　前期課程２クラス（知的１，自閉・情緒１）
　後期課程２クラス（知的１，自閉・情緒１）
　と仮定

※義務教育学校加配を含む

（２）令和１４年度（新校舎を供用予定）

□児童生徒数　　児童 247 名　　生徒数 162 名　　合計 409 名

□学年構成

学年	前期課程						後期課程			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	(30)	33	44	48	58	34	54	52	56	(409)名
通常学級数	(1)	1	2	2	2	1	2	2	2	(15)学級

※　１年は令和７年度生まれのため、予想値
※　このほかに、児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置

□職員数

	前期課程	後期課程	計
校長	1		1
教頭	2	1	3
教諭	12	16	28
養護教諭	1	1	2
栄養教諭	1	0	1
事務職員	1	1	2
計			37

※前期課程通常９クラス、
　後期課程６クラス
　特別支援学級
　前期課程２クラス（知的１，自閉・情緒１）
　後期課程２クラス（知的１，自閉・情緒１）
と仮定
※義務教育学校加配を含む

３　本市の教育目標と学校教育の基本方針

□　本市の教育目標

ふるさと鶴岡を愛し未来をひらく、いのち輝く人づくり
いのち輝く市民が躍動する環境づくり

□　基本方針（学校教育）

逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進

本市は、藩校「致道館」の教育の理念である「自学自習」「天性重視」「心身鍛練」を大切にした教育風土を受け継いできました。

その精神を大切にしながら、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって学び続ける人間の育成をめざし、学校・家庭・地域社会がお互いの役割を明確にして、地域とともにある学校づくりに努めます。

そのために、子ども一人一人が安心して生活できる学校環境づくりを進めるとともに、変化の激しい社会を生き抜く、意欲あふれる子どもを育てる学校教育の推進を図

ります。
　また、人間性豊かな子どもの育成のために、学校教育の振興に必要な施設設備の整備に努め、円滑な学校経営を推進します。
　学校給食については、栄養のバランスがとれた安全でおいしい給食の提供により、心身ともに健やかな子どもの成長を育むとともに、望ましい食習慣を養い、地産地消の推進や食文化創造都市にふさわしい食育の充実と食文化の継承に取り組みます。
　次代を担う子どもの育成に向け、学校・保護者・地域が一体となって取り組めるよう、積極的に情報発信を行っていきます。

４　鶴岡型小中一貫教育について

　鶴岡型小中一貫教育とは、現在の中学校ブロックごとに小学校と中学校の教職員が連携・協働しながら、義務教育の９年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導等を行い、義務教育の質的な向上を図り、子どもたちの生きる力を確実に育成していくものになります。また、「目標」・「教育課程」・「活動」・「家庭・地域」の４つのつながりを大切にしていくとともに、中学校区ごとにコミュニティ・スクールを実施し、コミュニティ・スクールと連携した小中一貫教育を進め、「地域とともにある学校」の実現を目指します。さらに、この小中一貫教育を進めていく中で、成果と課題を検証し、必要に応じて保護者や地域の方々の意見、考えを丁寧に聞きながら義務教育学校の設置も含め、地域の実情に応じた一貫教育の形態を検討していくこととします。

５　藤島地域義務教育学校の目標ならびにめざす子ども像（案）

□　藤島地域における小中一貫教育目標

夢に向かって、仲間と共に、たくましく生きる　藤島の子
＜自己調整＞　＜共生＞　＜自立＞　＜ふるさと＞　キーワード

□　めざす子ども像

・　自分から、粘り強く学ぶ子ども
・　相手の気持ちを考える、思いやりのある子ども
・　心と体を鍛え、しなやかさを持つ子ども
・　ふるさと藤島のよさを知り、誇りを持つ子ども

□　めざす学校像

①　９年間を見通した教育課程を編成して系統的な学習指導を進め、確かな学力を育成する学校
②　未来に生きる子どもたちに不可欠であるグローバル感覚とＩＣＴに対応する能力を育成する学校
③　異学年交流や多様な教職員との関わりにより、豊かな社会性や人間性を育成する学校

④ ９年制により規範意識や憧れの気持ちを早期に醸成し、目標へ向かい互いに高め合う学校
⑤ 地域の自然や文化、伝統等を活かした特色ある教育活動を行い、ふるさとを誇りに思う気持ち高める学校

6 教育課程編成の基本的な考え方

（1）令和１１年度から３年間（既存の藤島小学校・藤島中学校の校舎を使用）

校舎が別になることから「6-3 制」を原案とし、９年間の継続的で系統的な教育課程を編成する。実際には、令和８年度から設置する開校準備委員会にて検討・決定する。

（2）令和１４年度から（新校舎を供用予定）

「4-3-2 制」を原案とし、以下のように、継続的で系統的な教育課程を編成する。実際には、令和１１年度からの３年間の実践の成果と課題を踏まえ、学校運営協議会と学校にて決定する。

教育課程	前期課程（小学校の教育課程）						後期課程（中学校の教育課程）		
学　年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ブロック	前期				中期			後期	
重　点	学習・生活の基礎基本を定着させる				学習・生活の基礎基本を生かし、充実・深化させる			学習・生活の完成期　個の資質・能力の伸長	
指導形態	学級担任制		一部教科担任制				教科担任制		

7 義務教育学校設置により実現を目指すこと

□ 義務教育の質の向上及び小中ギャップの軽減

従来の「６－３制」の小学校と中学校において蓄積された教育の成果を継承しつつ、義務教育学校の特徴である「９年間の一貫したカリキュラム」を編成します。その中で、「４－３－２制」を導入し９年間の系統性や連続性に配慮した指導を行うとともに、組織的かつ計画的に義務教育の質の向上を図ります。また、小学校教育から中学校教育へのスムーズな接続を可能にし、小中ギャップの軽減につなげます。

□ 豊かな心の育成及びいじめ・不登校等の未然防止や減少

１年生から９年生までが同じ学び舎で過ごし、行事や縦割り活動などを合同で行うことで、「先輩にあこがれる下級生」や「後輩の面倒を見る手本となる上級生」が育ち、規範意識や社会性等の豊かな心の育成が図られます。このことに加え、生徒指導提要で提唱されている４つの視点（「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」）を踏まえた支援によ

り、自分を大切にする心や他者を尊重し思いやる心の育成、生徒指導面での諸課題（いじめ・不登校等）の未然防止や減少につなげます。

□　「確かな学力」の育成

一人の校長の下で前期課程と後期課程の教職員が１つの職員室で連携・協働することで、学習面においても９年間を見通した継続的できめ細やかな支援体制が可能になります。また、乗り入れ授業による教科担任制が導入しやすくなることで、前期課程からより質の高い授業が実施できたり、前期・後期の接続が円滑になったりします。そして、多くの教員による多面的な支援により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られ、児童生徒の「確かな学力」の育成につなげます。

□　ふるさとに誇りを持つ心と持続可能な社会の実現を担う人材の育成

これまで藤島地域の学校で大切にしてきた獅子踊りや農業体験等を、教育課程に取り入れ、地域の方々からご指導、ご協力いただきながら特色ある教育活動を実践します。また、学校運営協議会との協働をさらに推進し、地域の方々が参画できる教育活動の場面を増やしていく環境をつくり、子どもがよりよく育ち、地域が元気になる学校を目指します。このことにより、ふるさとに誇りを持つ心と持続可能な社会の実現を担う人材の育成につなげます。

□　幼保小連携の推進

藤島ブロックで作成する「架け橋期のカリキュラム」をもとに、学びの連続性を意識した幼保小連携を行っていくうえで、小学校が一つにまとまることにより、いなば幼稚園及びこりす保育園との実践を切れ目なく円滑に進めることができます。また、施設が近隣にあることから、幼児と児童の交流も実施しやすくなります。

Ⅳ　施設整備について

1　整備基本方針

藤島地域義務教育学校の施設整備にあたっては、めざす学校像(Ⅲ-5-①～⑤)の実現を基軸に、以下の基本方針に基づき計画を進めます。

（1）9年一貫の学びを支える学習環境

1年生から9年生までの発達段階に応じた学習空間を整備し、個別最適な学びと協働的な学びを柔軟に組み合わせられる構成とします。図書・ラーニングコモンズ※1を学びの中心に据え、各学習空間と連続性を持たせることで、教科横断的な学習や探究活動に対応できる配置とします。

（2）異学年交流と多様な連携を促す空間構成

異学年が自然に交わる動線と交流空間を配置する計画とし、学年ゾーンと共用部を緩やかにつなぐ構成とします。教職員の連携と情報共有が進む配置とし、学習支援体制を高めます。

（3）安全・安心で快適な学校づくり

耐震性能の確保と多雪地域への配慮を基本とし、バリアフリー・UD（ユニバーサルデザイン）※2を徹底します。防犯に配慮するとともに、適切な空調・換気等により快適な学習環境を確保します。

（4）地域とともにある学校(開放とセキュリティの両立)

地域利用を前提とした交流スペースを整備し、周辺諸施設との連携も見据えた配置計画とします。学校エリアと地域利用エリアを適切に区分した上で、地域の防災拠点としての避難所機能を確保します。

（5）ICTと多様な学びに対応する学習基盤

校内ネットワーク、無線LAN、電源・提示環境※3等を計画的に整備し、日常的なICT活用を支えます。図書資料とICT機器を組み合わせて活用できる環境を整え、探究学習や校内外への情報発信に対応します。

（6）環境に配慮した持続可能な施設整備

省エネルギー化とZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）※4の考え方を踏まえ、高断熱・日射制御・自然採光・高効率設備、創エネ・蓄エネ、エネルギーマネジメントを組み合わせ、環境負荷低減と運用コスト抑制を検討します。

(7) 将来変化への対応

将来の児童生徒数の増減や教育活動の変化に対応できるよう、教室や共用スペースを用途に応じて柔軟に使い分けられる施設計画とします。

学級編制や学習形態の変更に応じて、間仕切り等により用途転換が可能な空間構成とし、日常の授業に加え、特別活動や多目的利用にも対応できる施設とします。

(8) 学童機能の一体整備

藤島放課後児童クラブについては、校舎と一体的に整備し、放課後における児童の居場所の確保と見守り体制の充実を図ります。

学校教育との円滑な連携により、放課後の学びや生活の連続性を高め、子育て支援及び児童の健全育成につなげます。

※1 ラーニングコモンズ:図書やICT機器を活用し、調べ学習や話し合い、発表などを行うことができる、多様な学びに対応した学習スペース。

※2 UD(ユニバーサルデザイン):年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全で快適に利用できるよう配慮した設計の考え方。

※3 提示環境:電子黒板や大型モニター、プロジェクター等により、教材や資料、児童生徒の成果物などを分かりやすく共有・提示できる環境。

※4 ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):建物で使用する年間の一次エネルギー消費量を、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用により、実質的にゼロにすることを目指した建物の考え方。

２　校舎建設予定地

・鶴岡市立藤島中学校グラウンド（グラウンド面積：１３，９８５㎡）

建設候補地は「藤島小学校グラウンド」と「藤島中学校グラウンド」とし、両候補地について、敷地条件など客観的な視点による定量的評価と、まちづくりなどの質的視点による定性的評価を行いました。

■定量的評価

項目	藤島小学校グラウンド	藤島中学校グラウンド
１．敷地面積	17,180 ㎡	13,985 ㎡
２．土地所有状況	市	市
３．土地利用状況	学校グラウンド	学校グラウンド
４．隣接地の状況	体育館・住宅地	体育館・住宅地
５．都市計画（建蔽／容積率）	第一種住居、第一種中高層住居専用地域（60%／200%）	第一種住居、第一種中高層住居専用地域（60%／200%）
６．ハザードマップ	避難所指定（想定浸水域０ｍ）	避難所指定（想定浸水域０ｍ）
７．埋蔵文化財／土壌汚染	埋蔵文化財包蔵地の範囲外	埋蔵文化財包蔵地の範囲外
８．先行解体物件	藤島小学校体育館	藤島武道館、旧老人福祉センター

■定性的評価

基準	藤島小学校グラウンド	藤島中学校グラウンド
１．周辺施設（学童等）が現場連携しやすい全体配置が可能か	隣接配置が難しい	隣接配置が可能で現場連携しやすい
２．将来的な人口減少に対応し、再利活用を見据えた施設配置が可能か	隣接配置が難しく施設間連携に課題	隣接配置により学校諸室への機能拡大が可能
３．児童生徒・教職員の活動のしやすさ、動線の明確さ	周辺施設とやや距離があるが、一体再編により動線明確化しやすい	周辺施設と隣接し、移動距離を最小化でき、教職員の見守り動線が明快
４．快適な教育環境の整備が可能か	緑地帯等で騒音緩衝帯を確保可能	活動音への配慮が必要だが、緑地帯確保、小学校敷地の一部取り込みも可能
５．コミュニティスクールや学校の地域開放等、学校と地域連携が可能か	隣接配置が難しいため、現場連携のしやすさは中学校に劣る	隣接配置により現場連携を図れる
６．地域でこどもの育ちを見守る環境を創出できるか	隣接配置が難しいため、交流や環境の創出しやすさは中学校に劣る	隣接配置により、地域でこどもの育ちを見守る環境を創出可能
７．既存住宅地と連続した土地利用が可能か	利用可能な土地がエリア中心部に限定され、既存住宅地との連続性がない	既存住宅地（藤の花町内会）と連続した土地利用が可能
８．地域の人が学習と交流をしやすい環境を創出できるか	隣接配置が難しいため、中学校に劣る	隣接配置により施設間の相互作用を生み出し、様々な世代間の交流を促進
９．災害時対応・現場連携のしやすさ	隣接配置が難しいため、現場連携のしやすさは中学校に劣る	隣接配置により現場連携を図れる

定量的評価では、両候補地について、必要面積の確保や通学条件、周辺環境等に大きな差はありませんでした。

一方、周辺諸施設の集約や地域拠点形成の観点から定性的に整理すると、地域活動センター等との近接性を活かし、学校と公共施設を一体的に運用して日常的な連携を展開しやすい点で、藤島中学校グラウンドが、本構想で目指す地域拠点形成の考え方とより整合していると判断しました。放課後や行事時の動線を短くでき、児童生徒の移動負担の軽減、教職員の見守り・管理の容易さにもつながります。

将来の地域の交流促進や利便性向上を通じた活性化にもつながることから、総合的に藤島中学校グラウンドを選定しました。

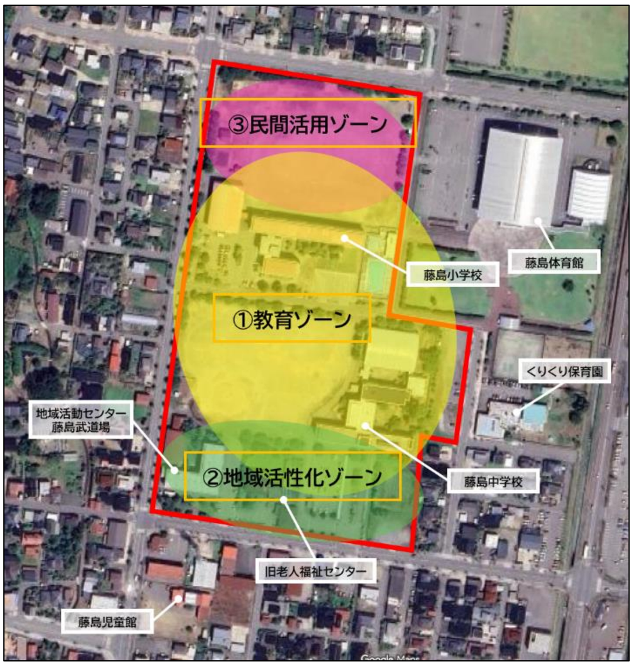

3　配置計画

■基本コンセプト

建設予定地は現藤島中学校グラウンド部分とし、ここに校舎・屋内運動場・グラウンドを一体的に整備するとともに、放課後の居場所として学童機能を付加します。なお、グラウンドは必要な規模を確保しつつ、配置や動線の整理を図るため、小学校敷地も含め検討します。あわせて、隣接・近接する地域活動センターとの連携により、平時の学びと地域活動が自然に交わる拠点形成を図ります。

施設は学校機能に加え、災害時の二次避難所としての役割を担えるよう、構造・設備・運用面の信頼性を確保します。屋外プールは現行の施設を活用し、安全性と維持管理性の向上を図ります。

敷地計画※5 では歩車分離を徹底し、スクールバスや大型バスの進入・転回、乗降の安全性を確保します。教職員・来客・行事時の保護者利用を見込んだ駐車スペースを整備し、学校動線と屋内運動場等の一般開放区画への動線が交錯しないよう、出入口・動線・管理区画を明確化します。加えて、交通安全と敷地利用の合理化の観点から、小学校南側市道の付け替えについて検討します。

建物計画※6 は周辺が住宅地であることを踏まえ、周辺環境への影響を低減する計画と

します。

※5 敷地計画：学校敷地全体について、校舎や屋外施設の配置、歩行者・車両の動線、安全対策、周辺道路との関係などを整理する計画。
※6 建物計画：校舎や屋内運動場等の建物について、階数や高さ、諸室の構成、外観、周辺環境への配慮などを整理する計画。

4　事業費

本事業の事業費は、義務教育学校の校舎棟、屋内運動場（体育館・武道場）、藤島放課後児童クラブ、屋外運動場、外構・造成、プール改修、旧校舎・屋内運動場解体等の整備に要する工事費、設計監理費及び諸経費から構成されます。

具体の総事業費および内訳は、今後の基本設計・実施設計や物価動向等を踏まえ、精査します。

財源については、文部科学省所管の「学校施設環境改善交付金」を主たる財源として位置付け、老朽化した既存小・中学校の統合改築、防災拠点機能の強化、バリアフリー・特別支援教育への対応等に係る経費の一部を充当することを基本とします。

そのうえで、学童機能に係る整備費については、厚生労働省所管の補助制度（国庫負担金等）の活用を検討します。また、ZEB の考え方を踏まえた省エネルギー化や、太陽光発電設備、蓄電設備、BEMS※7 等の導入に要する経費については、関係省庁の省エネルギー・再生可能エネルギー支援制度の活用を検討します。さらに、国および山形県の防災・減災、木造・木質化、地方創生等に関する補助金・交付金についても、対象要件を踏まえつつ幅広く活用を検討します。

これらの財源を最大限活用したうえで、残余の財源については、有利な地方債の活用を基本とすることを検討します。

※7 BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）：建物のエネルギー使用状況を見える化し、空調や照明などを効率的に制御することで、省エネルギー化を図る仕組み。

5　事業スケジュール

R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
基本構想	基本計画 基本設計	実施設計・建設工事（校舎竣工 R13 年度）	→	→	→	→	校舎供用開始（R14 年度）	→	→
						外構・グラウンド工事、プール改修 旧校舎解体工事	→	→	→